

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（抄）

（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）

1～8（略）

9 サービス等

（1）～（6）（略）

（7） 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

10～13（略）